

千葉県内タクシーの運賃・料金改定のお知らせ

千葉県の法人タクシーは、平成26年4月1日から消費税が8%になることに伴い、消費税相当分の運賃・料金を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 実施日 平成26年4月1日

2. 改定地域 千葉県A地区（千葉、京葉、東葛、北総交通圏）
千葉県B地区（市原、南房、外房、山武・東金、東総交通圏）

3. 改定の概要（普通車の例示）

A地区	初乗運賃	2kmまで	730円（旧 710円）
	加算運賃	289mを増すごとに	90円（旧 297m90円）
	加算距離併用	1分45秒までごとに	90円（旧1分50秒90円）
	深夜早朝割増	22時から5時まで	2割増
	迎車回送料金	スリップ制	1kmまたは2kmを実車扱いとし、事業者ごとの設定。

B地区	初乗運賃	2kmまで	730円（旧 710円）
	加算運賃	291mを増すごとに	90円（旧 299m90円）
	加算距離併用	1分45秒までごとに	90円（旧1分50秒90円）
	深夜早朝割増	22時から5時まで	2割増
	迎車回送料金	スリップ制	2kmを実車扱いとし、事業者ごとの設定。

* 一部、改定の内容が異なる事業者がございます。